

「やまがた米粉食品コンクール」開催要領

1 目的

米の主産地である本県において、米粉の利用拡大に向け、米粉利用食品の認知度向上を図るため、食品製造業者、飲食業関係者、農産加工事業者等を対象に「やまがた米粉食品コンクール」を開催し、優れた米粉食品を表彰するとともに、テレビ番組企画や、情報誌あるいはインターネットホームページへの掲載などにより、県内の優れた米粉食品を、県内外に広く PR し、消費拡大を促す。

2 主催 やまがた食産業クラスター協議会

3 共催 山形県、山形県米粉利用拡大プロジェクト推進協議会

4 協賛 おいしい山形推進機構

5 募集

(1) 募集部門

① 菓子部門 ②パン・惣菜・麺等部門

(2) 募資格者

県内の食品製造業者、飲食店等で、営業許可を得て製造・販売を行っている方

(3) 応募対象

新しい米粉の用途として開発された、米粉を原料とする食品あるいは飲食店で提供しているメニュー(原則として商品化されているもの、1応募者あたり3点以内)。ただし、過去に本コンクール、やまがたふるさと食品コンクールで入賞したものを除く。

(4) 募集期間 : 平成 23 年 12 月 16 日(金)～平成 24 年 1 月 18 日(水)

(5) 応募方法

「やまがた米粉食品コンクール応募用紙」(別紙)に必要事項を記入の上、下記の申込先まで郵送又はFAX等で提出する。

【申込先】 〒990-8570 山形市松波二丁目 8 番 1 号

山形県農林水産部新農業推進課 やまがた米粉食品コンクール事務局

TEL 023-630-3069 FAX023-630-2431

6 審査会

(1) 日時 : 平成 24 年 2 月 3 日(金) 10:00～16:00

(2) 会場 : 霞城セントラル 4F 山形市保健センタークッキングルーム

(3) 搬入

① 搬入は当日の 10:00～11:30 とし、審査用サンプルの盛りつけ等は各自が行うこと。保冷が必要な場合は、各自で保冷材やクーラーボックス等を準備すること。

② 応募食品については以下のとおり準備すること。

・ 展示評価用: 1 個以上(未開封で食品表示がはっきりと見える状態のもの)

・ 試食評価用: 一口程度の試食用サイズとして 15 名分程度

(予め一口大程度にカットすること。めん類等調理が必要なものは、原則として各自会場で調理すること。)

③ 搬入された応募食品は審査終了後に主催者において処分する。

7 審査概要

- (1) 審査方法
応募者の提出資料(活動内容等)、試食品の評価から採点する。
- (2) 審査委員
食品加工の専門家やバイヤー等
- (3) 審査基準
次の各項目を基準に審査する。
 - ① 食味、量目、形状、色彩
 - ② コンセプト、製造技術の独自性
 - ③ ネーミング、パッケージ、普及の工夫
 - ④ 価格
 - ⑤ 米粉の特徴、県産食材

8 表彰

審査基準に基づき、評価の高かった各部門の食品 5 点(計 10 点)を優秀賞として選定し、その中で最も優れた食品を山形県知事賞(最優秀賞)とする。また、優秀賞のうち、原料調達等の面で、地域の発展や活性化に功績があるものについて、おいしい山形賞(優秀賞)とする。

- (1) 山形県知事賞(最優秀賞) 1 点
- (2) おいしい山形賞(優秀賞) 1 点
- (3) 各部門 優秀賞 4 点(計 8 点)

9 入賞特典

山形県知事賞(最優秀賞)、おいしい山形賞(優秀賞)、優秀賞を受賞した食品は米粉の利用拡大、普及を図るため、各メディアを活用し広く PR を行う。

10 応募特典

応募食品すべての情報(商品名、事業者名、取り扱い店等)を、やまがた食産業クラスター協議会ホームページに掲載する(ただし、商品の内容によっては、掲載しない場合もある)。

11 その他

- (1) 審査料は無料とする。
- (2) 応募者は、主催者が米粉の利用拡大、普及促進のために行う広報活動等に応募食品の写真等を使用することに同意し、協力するものとする。
- (3) 応募件数が多数の場合は、事前審査を行う場合がある。
- (4) コンクール応募者には、「やまがた米っ粉クラブ」加入を促し、継続的な米粉普及拡大の啓発の実施を依頼する。
- (5) 入賞品については、カタログ写真撮影などのサンプル商品の提供に協力をお願いするものとする。